

愛知県地域医療対策協議会部会設置要領

(設置)

第 1 条 愛知県地域医療対策協議会（以下「協議会」という）の円滑な運営を図るため、協議会設置要綱第 8 条に基づき、次に掲げる部会を置く。

- (1) 初期臨床研修部会
- (2) 地域枠医師赴任等調整部会

(所掌事務)

第 2 条 各部会は、次の事項について協議する。

部会名	協議事項
初期臨床研修部会	・臨床研修医募集定員の調整に関すること ・臨床研修医の確保に関すること ・その他臨床研修医に関すること
地域枠医師赴任等調整部会	・地域枠医師の赴任先調整に関すること ・その他地域枠医師に関すること

(構成員)

第 3 条 各部会の委員は、大学、関係医療機関、医師会等関係団体から、愛知県保健医療局長が委嘱する者及び地域医療支援センター長とする。

- 2 地域枠医師赴任等調整部会に参与を置く。
- 3 委員（部会長を除く。）は、やむを得ない事情により各部会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。この場合において、第 6 条第 2 項中「委員」とあるのは「委員（代理者を含む。）」と、同条第 3 項中「出席した委員」とあるのは「出席した委員（出席した代理者を含む。）」と読み替えるものとする。

(任期)

第 4 条 委員及び参与の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員及び参与の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長等)

第 5 条 各部会に部会長を置き、地域医療支援センター長を各部会の部会長とする。

- 2 部会長は、各部会を代表し、会務を総理する。
- 3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、委員のうち互選された者がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 各部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。ただし、部会長が緊急の必要があると認めるときその他やむを得ない場合には、部会長は、書面協議とすることができる。

- 2 各部会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 各部会の会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 部会長は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会専門会議)

第 8 条 部会長は、必要があると認めるときは、部会に専門会議を置くことができる。

- 2 専門会議に属すべき委員は、部会長が指名する。
- 3 専門会議の結果については、当該部会の会議に報告するものとする。

(会議及び議事録)

第 9 条 各部会の会議及び議事録は、これを非公開とする。

(報告)

第 1 0 条 各部会は、協議の結果について、協議会の会議に報告するものとする。

(庶務)

第 1 1 条 各部会の庶務は、愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室において処理する。

(その他)

第 1 2 条 この要領に定めるもののほか、各部会に関して必要な事項は、地域医療支援センター長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 8 月 5 日から施行する。